

議案第74号

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に伴い、葛飾区シルバーピア住宅の使用者資格に係る収入基準等について定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区シルバーピア住宅条例（平成9年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(整備基準)

第3条の2 シルバーピア住宅は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 シルバーピア住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 シルバーピア住宅の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、シルバーピア住宅の整備に関する基準は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第4条第1項第5号中「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4千円」に改める。

第5条中「葛飾区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 8 条中「第26条」を「第26条第 1 項」に、「第 6 条第 1 項第 4 号ア又はイに掲げる場合にあってはそれぞれ同号ア又はイに定める金額を、同号ウに掲げる場合にあっては令第 8 条第 1 項に定める法第23条第 2 号ハに掲げる場合の」とあるのは「令第 6 条第 5 項第 1 号に掲げる」を「第 6 条第 1 項第 4 号ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア、イ又はウに定める金額」とあるのは「21万 4 千円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。